

**岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針 平成26年3月岐阜県
平成29年8月22日改定 概要版**

I いじめの防止等のための対策の基本的な認識

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為
全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよういじめ防止等に努める

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項に規定
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要
いじめを受けた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認することが必要
けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる
暴力を伴わないいじめであっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

| | |
|----------------------|---|
| (1) いじめの未然防止 | 全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」こと の理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等 の問題を解決しようとする力を育むことが大切 |
| (2) いじめの早期発見 | いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての 大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必 要 ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早 い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりするこ となく積極的にいじめを認知することが必要 |
| (3) いじめの早期対応 | いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受け た児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確 認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を慎重に確認し 適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要 |
| (4) 家庭や地域との連携 | 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係 者と家庭、地域との連携が必要 |
| (5) 関係機関との連携 | 平素から、学校や学校の設置者と関係機関の情報交換や連絡会議の 開催など、協力体制を構築しておくことが必要 |

II いじめの防止等のために岐阜県が実施する施策

1 基本的な方針の策定

2 組織等の設置

| | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 岐阜県いじめ問題対策 検討会 | 岐阜県の基本方針の策定や見直し、いじめの防止等に関する機関及 び団体の連携を図る組織 |
| (2) 岐阜県いじめの防止等 対策審議会 | 法第28条第1項に基づき、県立学校における重大事態に係る事実 関係を明確にするための調査や、いじめの防止等のための調査研究等 有効な対策の検討を行う附属機関 |
| (3) 岐阜県いじめによる重 大事態再調査委員会 | 重大事態の調査結果について、必要があると認められた時は再調査を行 う附属機関 |

3 いじめの防止等に向けた具体的な施策

| | |
|--------------------------|--|
| (1) 県における関係機関等と連携した体制の整備 | いじめの防止等に関わる関係機関、家庭や地域社会との連携の強化 |
| (2) いじめの未然防止 | 豊かな心や望ましい人間関係を築く力、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育の推進 |
| (3) いじめの早期発見・早期対応 | 各学校におけるいじめの認知件数や対応状況等の点検と、いじめの早期発見等の取組の充実 いじめ事案の解決に向けて、必要とされる専門家を学校の要請に応じて派遣し、学校における対応を支援 |
| (4) 教職員の資質向上 | 生徒指導や教育相談に関する研修の充実 |
| (5) 学校評価や学校運営支援 | いじめの防止等に資する学校評価の推進 |
| (6) 私立学校への支援 | いじめの防止等に向けた取組が推進されるよう支援 |

Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針には、学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対応の行動計画となるよう、いじめ事案への対応に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動を具体的に記載

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して、適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すという計画・実行・評価・改善のサイクルを盛り込む

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける

学校いじめ防止基本方針は、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、学校におけるいじめの防止等の組織的な対応を行うための、中核となる常設の組織（学校いじめ対策組織）を設置。可能な限り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等外部専門家が参加し、より実効的にいじめの問題の解決を図る

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行うことが必要

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談することや、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校及び学校の設置者は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対応等に当たる（国の基本方針 別添2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】参照）

(1) いじめの未然防止

未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める

| | |
|---|---|
| <p>(2) 早期発見</p> | <p>ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある</p> <p>日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学校による定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む</p> |
| <p>(3) いじめへの対処</p> | <p>学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる</p> <p>学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、速やかに事実関係を明らかにした上で、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、組織的に今後の指導方針と見通しを決定するとともに、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す</p> <p>いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていること</p> <p>① いじめに係る行為が止んでいること いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること</p> <p>② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること</p> |
| <p>4 資料の保管</p> | |
| <p>アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする</p> | |
| <p>IV 重大事態への対処</p> | |
| <p>いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する</p> | |
| <p>1 学校の設置者又は学校による調査</p> | |
| <p>(1) 重大事態の意味について</p> | <p>法第28条第1項各号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が該当児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する</p> <p>また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する</p> <p>法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする</p> <p>児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる</p> <p>児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する</p> |
| <p>(2) 重大事態の報告</p> | <p>学校が、重大事態であると判断した場合は、県立学校は、県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は、知事へ直ちに報告する</p> |

(3) 重大事態の調査

法第28条第1項の「事実関係を明確にするための調査」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである

①調査主体について

調査は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられる
「学校の設置者」とは、県立学校の場合は学校を設置・管理する県教育委員会、私立学校の場合は学校法人である

②調査を行うための組織について

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者を加え、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）となるよう公平性・中立性を確保する

③調査を行うための留意事項について

因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する
この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである

(4) 調査結果の提供及び報告

①情報を提供する際の留意事項について

県教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する

②調査結果の報告

調査結果については、県立学校に係る調査結果、また私立学校に係る調査結果は、それぞれ知事に報告する。

2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

(1) 「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」による再調査

知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる

私立学校については、当該事案に係る資料の提供等を求め、資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる

また、私立学校の場合にあっては、私立学校法の規定等に定める権限の行使の他、助言・援助など必要な措置を講じる

また、県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、県において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する

V そのはいじめの防止等のための対策に関する事項

岐阜県は、岐阜県の基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、岐阜県の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる